

○中島源陽委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

社民フォーラム県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。岸田清実委員。

○岸田清実委員 初めに、県立学校における感染症対応について伺います。

今回の補正予算でサーマルカメラなどの整備予算が計上されています。発熱者が確認された場合の対応をしっかりと各校に周知されているか、具体的にどのような対応となっているのか伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 学校で発熱等の症状が見られる生徒が確認された際の対応につきましては、国の衛生管理マニュアルを踏まえてきめ細かく取扱いを示してきており、各校ではこれに基づき対応しているところでございます。具体的には症状が見られる児童生徒は直ちに下校させ、医療機関を受診するよう指導いたします。また、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、陽性が確認された際には一旦全校生徒を下校させ濃厚接触者の特定や施設の消毒を行うほか、県教育委員会と臨時休業の要否について検討するなど状況に応じた対応をすることとなります。

○岸田清実委員 今の児童生徒のお話でしたけれども、もちろん職員が陽性になる場合もあるわけです。一月二十八日に疾病・感染症対策課から民間も含めた施設管理者宛てに新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う体制の切替えについてという文書が发出されました。基本的に濃厚接触者の疫学調査、特定は保健所が今までやってきたわけですが、これだけ感染者が増えたと手が回らなくなる。したがって、民間も公的な職場も施設管理者が濃厚接触者を特定してしかるべき措置をとると、こういうことやってほしいという文書なわけです。もちろん学校でも児童生徒あるいは職員が陽性になった場合、濃厚接触者を特定してしかるべき自宅待機とかそういう指示をするということになるわけです。こういう内容の周知あるいは対応手順、今も一部お話をしましたけれども、それがしっかりと学校現場に周知されているのか、また、県立小学校だけではなくて市町村立学校や義務制学校もその範囲になるわけです。したがって、地教委にもこの旨しっかりと周知を行う必要があるのではないかと思いますけれども、併せて伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 感染拡大に伴う保健所体制の切替えにつきましては、保

健福祉部からの通知を受けまして、県教育委員会において学校内の濃厚接触者の特定や濃厚接触者への連絡等を行う際の手順、留意事項をまとめた対応要領を作成して県立学校に送付しています。児童生徒や教職員に陽性者が発生した場合には、この対応要領によるほか、保健福祉部の示す基準にのっとりて遺漏なく対応できるよう学校と県教委の担当課とで緊密に連携して当たっております。また、この対応要領につきましては、市町村教育委員会にも参考にしていただけるように提供しております。市町村教育委員会からの様々な相談につきましては、基本的には保健所のサポートが実施されておりますが、教育委員会の担当課におきましても様々な問合せをいただいております、丁寧な対応に努めているところでございます。

○岸田清実委員 この一月二十八日の文書ですけれども、今のようになっている検討できる機関を持っているところはそれなりに対応できると思いますけれども、例えば私のところに地域の学童保育施設の責任者から連絡がありました。学童保育施設、地域の保護者なんか運営しているわけです。そこに通知が紙一枚ぱらっつと行って詳しくはホームページを見てください、こういう話なわけです。何かあったときに、困ったときにどこに連絡すればいいかということもない、これ非常に乱暴でしたね。もっと丁寧な対応が必要だと思えますけれどもいかがですか。

○村井嘉浩知事 県としては学校や事業所等向けの解説動画、今お話にあったようにホームページに掲載しておりますが、同時に問合せ先の担当課を明示するなど施設等で陽性者が発生した場合の対応についてできるだけ分かりやすくお示しをしております。施設の管理者等から相談があった場合には、各部署の担当課で可能な限り対応を行っております、施設の管理者等から必要な協力を得られるよう引き続き関係各課と連携し、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。具体的に何か問題があれば、御連絡いただければ対応してまいりたいと思えます。

○岸田清実委員 関係各課ってというのは例えば学童保育施設だと子育て社会推進課かな、電話番号があるだけです。地方の遠いところが本庁に電話しろということなのかという事です。実際の対応は地方の保健所ですよ、地域に合った対応をしっかりとるべきだと思えます。指摘をしておきます。

ワクチン接種について伺います。

一般の三回目ワクチン接種が二月一日ぐらいから全県で始まっています。例えば仙台市でいうと一月二十日に各医療機関に向こう二週間分を示したかった。しかし、これがほしい時まで連絡が来ませんでしたので、一月二十四日の月曜日までずれ込んだんですね。あと、今手元にあるのは大手紙の県内版ですけれども、その記事の中に配分量の確定が一月下旬までずれ込み予約開始が遅れたと、こういう自治体の声もあります。この一般のワクチンの最初の連絡が一月下旬に遅れたというふうに言われていますけれども事実でしょうか、なぜそうなったのでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 今月二十八日の週から県に配送されるファイザーの第四クル以降の配分については、昨年十二月末時点で市町村におけるファイザーの在庫量の合計が約三十万九千回分ありましたことから、この在庫とモデルナの積極的な活用により機動的に対応することといたしましたして、各市町村の在庫数及び実予約数に応じて必要となる量のワクチンを確実に配送するということになっております。既に一月十四日にその旨の通知をしているという経緯であります。

○岸田清実委員 ただ、実際に医療機関に配分量の連絡を市町村がするためには、幾らという具体的な数が手元になければならないわけで、それが遅れているわけですよ。

それから二つ飛ばして四つ目に行きますけれども、当面、在庫があるかどうか聞き取りをして二週間ごとに配送量を県から市町村に連絡しますよね、ところが国から県には百六十四万回、四月末までの分、連絡きているわけです。それから先ほどの時事通信の記事によると、今日、堀内ワクチン接種推進担当大臣が八月までの二千二百万回分、全部で一億人分の配分量を都道府県に通知したっていう記事が出ました。こういうふうには県には見通しが示されているにもかかわらず、市町村には総量として一体幾ら配分になるのかという見通しが示されていません。ですから国も堀内ワクチン接種推進担当大臣が市町村別の配分をできるだけ早く市町村に提示してほしいと都道府県に求めたと、例えば七月末までの分を市町村に示していないですよ、その都度ですよ、だから実務をやるときに市町村の現場は困るんですよ。総量を示してその都度調整していくっていうなら分かりますよ。しっかり総量を配分して市町村が加速化できるようにすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○伊藤哲也保健福祉部長 県全体で三回目接種に必要な量のワクチンは確保されており

まして、不足が生じることはありません。ただ、今問題なのは県全体でのファイザーとモデルナの比率でありまして、これは国のほうで配分していますので、これらを県全体で有効に活用することが求められているわけであります。仮に県が市町村にあらかじめ配分枠を提示してから市町村が接種計画を検討するとなりますと、地域の実情を反映しないことになるだけでなく、接種が遅れる懸念があると思っております。迅速な接種が何より必要だと思っております。したがって、各市町村ではファイザーの在庫やモデルナを活用して郡市医師会等と調整しながら迅速に接種を実施してもらい、県としては市町村で不足が生じないように必要となるワクチンを確実に配送していくと、こういうやり方をとっているとあります。このような対応で県全体の接種を加速化してまいりたいと考えております。

それから先ほど私、答弁でファイザーの第四クルルの国から県への配送を今月二十日の週からと誤って申し上げましたが、正しくは今月二十八日の週からでありました。すみません、訂正いたします。